

別記一

拝啓

一、別紙の通りでありました。会社今回の工賃改正は動きやべからざるものごありませう。又々諸君の  
 諸君を得べく種々の説明を致しました。各々免状が効きありました。是より休書致すこ  
 とに致しました。会社は今回の一紙の申出を承諾するとは、如何なる事情があるに致したる人  
 二、併し諸君の中で別紙趣意書に諒解して豁然改正賃金を承諾し休書に就く方々は本状第三  
 日以内に出動して下さい。若し三日以内に出動をせぬ方々は出動する意志の無いものと決定し解  
 雇の通知を致します。解雇した方々は其の日を以て退職手当を打ち切ります  
 三、事情のあるは書面を以て申出でなさい。  
 右は筆跡不明の何れもありません。衷心より申上げます

昭和六年二月十日

東京機械製作所

廣 啓 課

別記二

嘆 願 書

今回私等従業員一同は生活維持の爲、左ノ事項ヲ提出致シ候一  
 付何事而容認下サレ度此段嘆願書也

条 項

- 一、告知新聞社及九州日報社ノ法文品ニ對スレ候京ノ單價値下げ
- 二、歩合制度ハ従前通り六割ノ事但シ薄給者ニ對シテハ六割以上  
ヲ九考慮スル事
- 三、電気工場ハ本工場ト同格待遇スル事
- 四、兵隊隊後ノ就職ノ保証スル事
- 五、労働組合ヲ公認スル事
- 六、本件ニ對シテハ責任ヲ伺ハサル事

昭和六年二月八日

従業員一同

社長 芝 茂 太郎 敬